

## 第37回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年9月14日  
告示番号 第9号  
会議年月日 平成30年9月18日  
会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
局長補佐 岩 渕 道 明  
企画係長 千 葉 奈津枝  
主任主事 西 卷 孝 志

本日の案件 第37回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時33分

議 長

本日の出席委員は42名であります。  
定足数に達しておりますので、第37回一関市農業委員会総会を開会いたします。

なお、17番 小山 浩 委員、26番 千田 幹雄 委員、35番 南浦 秀山 委員より欠席する旨の届け出がありました。

また、32番 千條幸男委員より遅刻する旨の届け出がございました。

議 長

行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでございますので、あとでお目通しを願います。

議 長

議案審議に入る前に、お諮りいたします。  
議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に30番 遠藤 勝幸 委員、33番 畠山 信吾 委員を指名いたします。

書記には、千葉係長、西卷主任主事を指名いたします。

議 長

議案審議に入ります。

「報告第91号 専決処分の報告について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

1 ページをお開き願います。

報告第91号 専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届け出について、別紙のとおり専決処分したので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2 ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、平成30年9月11日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届け出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から8ページの第18号までの18件、15名の方からの相続による届け出に対して受理と決定をしたものです。

この専決処分につきましては「相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届け出に対し、「審査のうえ速やかに受理不受理を決定し、届け出者に対し通知しなければならない。」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届け出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「報告第91号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議長

なければ、報告第91号の質疑を終わります。

次に、「報告第92号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局長

局長より説明いたさせます。

報告第92号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

届け出につきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届け出ではありますが、記載の第1号、第2号の2件、4筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更す

議 長  
議 長  
局 長

る農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員にも、届け出の内容について通知をしております。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土による整備分2件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第92号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第92号の質疑を終わります。

次に、「議案第262号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたしますので、了承願います。

局長より説明いたさせます。

10ページをご覧願います。

議案第262号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請6件でございます。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあり、借受人が作業効率向上のため賃貸借により借受けしようとするもので、賃貸借期間は記載のとおり平成40年12月31日までの10年3か月で、物納となっております。

第2号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第3号についても、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをご覧願います。

第4号についても、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第5号についても、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金

額は記載のとおりとなっております。

11ページから12ページをご覧ください。

第6号についても、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請2件でございます。

第7号については、譲受人が経営規模拡大のため譲渡人から贈与により取得するものです。

12ページから13ページをご覧ください。

第8号については、譲渡人が遠方に居住しているため、管理をしている譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得するものです。

次に、大東地域に係る申請2件でございます。

13ページから14ページをご覧ください。

第9号については、譲渡人と譲受人は親子であり、後継者である譲受人が経営安定のため生前一括贈与により取得するものです。

第10号については、譲渡人が遠方に居住しており、これまでも管理をしていた譲受人が経営規模拡大のため売買により取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

最後に、室根地域に係る申請1件でございます。

15ページをご覧ください。

第11号については、譲渡人が労力不足の状態にあり、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上11件は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第262号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果及び補足の説明がある場合は、併せてお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

46番  
菅原吉昭委員

一関地域の現地調査の報告をいたします。

農地法第3条現地調査報告書、現地調査日は平成30年9月11日、火曜日、午前9時から行っております。

現地調査員として農業委員 齋藤、佐々木、菅原、3名で行っております。

事務局職員として阿部主任主事、千葉主任と一緒に現地調査を行っております。

報告内容、第1号から第6号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

45番

それでは、農地法第3条現地調査報告をいたします。

佐々木敬治委員

花泉地域です。

現地調査日、平成30年9月10日、午前9時より、現地調査員として農業委員 阿部、皆川、佐々木と支所職員 藤江産業経済課主任主事の4名で実施しました。

報告内容、第7号から第8号について、別紙現地調査書のとおり、現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

8番

大東地域でございます。

鈴木勝委員

農地法第3条現地調査報告書を報告いたします。

現地調査日、平成30年9月10日、月曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 鈴木、小野寺、武田、3人でございます。

支所職員として熊谷産業経済課主任主事です。

報告内容、第9号から第10号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと判断いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

7番

室根地域、報告いたします。

千葉綾雄委員	<p>農地法第3条現地調査報告書、調査日は平成30年9月11日、火曜日、午前8時30分より行いました。</p> <p>現地調査員として農業委員 千葉、芳賀、支所職員として土屋産業経済課主任主事、3名で行いました。</p> <p>報告内容、第11号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により慎重に調査を行いました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果及び補足説明を終わります。</p> <p>なお、第4号、第5号について32番 千條 幸男 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第262号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を第4号、第5号を除き可とする方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第262号」を第4号、第5号を除き可と決めます。</p>
議 長	<p>次に、第4号、第5号について審議いたします。</p> <p>千條 幸男 委員は退室願います。</p> <p style="text-align: center;">(午後1時50分 退室)</p>
議 長	<p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第262号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」、第4号、第5号を可と決める方は挙手願</p>

		います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。 よって、「議案第262号」、第4号、第5号を可と決しました。
		千條 幸男 委員は入室願います。
		(午後1時51分 入室)
議	長	千條 幸男 委員に申し上げます。
		「議案第262号」、第4号、第5号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第263号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を上程いたします。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		16ページをお開き願います。
		議案第263号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法第3条の規定による許可処分の取消願出書の提出がありましたので、可否の決定を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は1件で、千厩地域に係るものでございます。
		第1号は、平成28年5月25日の第9回総会でご審議いただき、可と決定したものでございます。
		平成28年の申請時、譲渡人は高齢であったことから息子に農地を贈与しようとしたものでございますが、譲受人である息子は仙台に居住しており、また、今月の総会で賃貸借による利用権設定の申請があり、譲受人である息子は母親が生存中は権利をこのまま継続させたいとのことから、母親もこの意を受け、譲渡人、譲受人双方から取消願出書の提出があり取り消ししようとするものでございます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第263号」の説明を終わります。 審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第263号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第263号」を可と決します。

議長

次に、「議案第264号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

17ページをお開き願います。

議案第264号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は2件で、一関地域が1件、藤沢地域が1件でございます。

第1号は、申請人が農業用施設等を建築・整備したいので、畑5,946㎡のうち2,686㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、申請人が太陽光発電パネルを設置したいので、畑4,094㎡のうち3,240.5㎡を転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、適用法令等を確認したところ、第4条第6項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第264号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。

46番

一関地域の農地法第4条の現地調査の報告を行います。

菅原吉昭委員

現地調査日、調査員については3条と同様ですので、省略します。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地はJR真滝駅から南西に約2.2kmの位置にあ



<p>議 長</p> <p>5 番 千葉ひろあき委員</p>	<p>り、周囲は東・西側が農地、南側が水路、北側が市道となっております。</p> <p>申請人が農業用施設（菌床シイタケの栽培、保管庫、加工場）を建築する計画であり、排水は主に雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。</p> <p>藤沢地域、農地法第4条現地調査報告書、現地調査日、平成30年9月10日、月曜日、午前9時より行いました。</p> <p>現地調査員 千葉、畠山、佐藤、支所職員 佐藤 希 産業経済課主事です。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われますので報告いたします。</p> <p>第2号、申請地は、藤沢支所から北東に3.7kmの位置にあり、周囲は東・西・南側が農地及び山林、北側が山林となっております。</p> <p>申請人が太陽光発電パネルを設置する計画であり、排水は雨水のみであることから周辺農地に影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果についての報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>どなたかございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第264号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（挙手満場）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第264号」を許可相当と決します。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第265号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>

局長 補佐

18ページをお開き願います。

議案第265号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案の内容についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出がありましたので、可否について意見を求めるものでございます。

本議案に係る申請は7件で、一関地域2件、花泉地域2件、大東地域が3件でございます。

第1号は、借受人が事務所及び資材置場等を建築・整備したいので、賃貸借して転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第2号は、借受人が「経営体育成基盤整備事業滝沢地区第3号工事」に伴う仮設事務所及び資材置場等として利用したいので、田3,341㎡のうち1,097.3㎡を賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年6月30日までです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第3号は、借受人が携帯電話無線基地局建設に伴う作業ヤードとして利用したいので、田939㎡のうち243.75㎡を使用賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年4月30日まででございます。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

19ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が自己住宅を建築したいので、母から贈与を受けて転用申請するものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第5号は、借受人が「市道大洞地第2支線側溝修繕工事」に伴う仮設道路として利用したいので、田1,027㎡のうち120㎡を賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年1月13日までです。

農地区分は第1種農地と判断いたしましたが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考え

議 長  
46番  
菅原吉昭委員

えます。

第6号は、借受人が「市道大洞地第2支線側溝修繕工事」に伴う仮設道路及び資機材置場等として利用したいので、田749㎡のうち720㎡を賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年1月13日までです。

農地区分は、農振農用地域域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

第7号は、借受人が県南広域振興局発注の「八幡前地区急傾斜地崩壊対策工事」に伴う現場事務所及び資機材置場として利用したいので、田2,586㎡のうち862㎡を賃貸借して一時転用申請するものでございます。

期間は、許可日から平成31年3月31日まででございます。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりでございます。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第265号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、報告をお願いいたします。

一関地域の農地法第5条の現地調査報告を行います。

調査日、調査員については3条、4条と同様でございますので省略いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から南に約4kmの位置にあり、周囲は東・南側が公衆用道路、西・北側が宅地となっております。

申請人が事務所及び資材置場等として利用する計画であり、排水は、簡易トイレは汲み取りで行い、そのほかは雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま。

第2号、申請地は、JR真滝駅から南に約530mの位置にあり、周囲は東側が水路、西側が市道、南・北側が農地となっております。

議 長  
45番  
佐々木敬治委員

申請人が公共工事に伴う仮設事務所及び資材置場等として一時的に利用する計画であり、排水は仮設トイレは汲み取りで、そのほかは雨水のみであり、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
なお、本工事は岩手県発注の経営体育成基盤整備事業滝沢地区第3号工事であります。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

調査日、調査員に関しては第3条と同様ですので割愛します。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請人が携帯電話無線基地局建設に伴う作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第4号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域です。

農地法第5条の報告をいたします。

現地調査日、調査員は第3条と同様ですので省略させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第5号、申請人が公共工事に伴う仮設道路として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。  
第6号、申請人が公共工事に伴う仮設道路及び資機材置場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと

議 長  
8番  
鈴木勝委員

議 長  
34番  
石川誠司委員

思われます。

なお、第5号及び第6号の工事は、市発注の市道大洞地側溝修繕工事によるものでございます。

第7号、申請人が公共工事に伴う現場事務所、資機材置場及び駐車場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はありません。

なお、本工事は岩手県発注の八幡前地区急傾斜地崩壊対策工事によるものでございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果についての報告を終わります。

審議願います。

20ページの番号7でございますが、間違っていなければいいのですが、今日、来るとき、もうこの場所にはプレハブが建ってありました。

作業員が何名かいて、作業中という状態でありました。

転用許可というのは許可してからとなっております。

今日は審議している最中ですが、こういうことが前の5号、6号でもありまして、そのときは、工事業者から始末書を取って済ませたということでした。

ただ紙切れ1枚で済ませるのだったらこのような簡単なことはないだろうと、安易な考えで例えばやっている業者もいるのではないかと、やはり農業委員会のこの議案というのは、審議というのはやはり重いものであると私は解釈しております。

やはり、そういうときはここに来て、工事業者がやはりすみませんでしたと、やはりここでお詫びなどしてから視察を入れるというような状態がいいのではないかと考えておりますけれども、これもいろいろなルールがあってこのようになっているのかと思いますけれども、ただ単に工事現場のこの指定を受けたところが、休憩所とか、もうプレハブが建っているとか、これは今後どのようにしていけばいいものかと感じておりますので、よろしく調査してもらいたいと思います。

それから、先の5、6号についてですが、やはりこの図面の14ページを見ますと、これは確か北消防署でございますが、この11-3の延長線上に消防署の建物が建っていて、9-6の水路のあ

		<p>たりまで建っているわけでございます。</p> <p>やはり、これは前の総会で私が、図面が違うのではないかと指摘したはずなのですが、これも修正されておられません。</p> <p>訂正版をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
局長補佐		<p>もう工事に入っているのではないかということにつきましては、支所のほうに確認いたしまして、そのような事実があれば即刻中止してもらおうというようなことで業者のほうには申し入れさせていただきたいと思えます。</p> <p>それから、この図面の関係ですが、11-3、11-2とあとは9-3まで消防署です。</p>
34番		<p>9-3、これは雑種地です。</p>
石川誠司委員		<p>実際は9-3まで建っています。</p>
局長補佐		<p>そうです。</p> <p>実際9-3まで建っています。</p> <p>これは雑種地となっていましたか。</p> <p>わかりました。</p> <p>すみません。</p>
議長		<p>資料収集のため、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時16分 休憩)</p> <p>(午後2時17分 再開)</p>
局長補佐		<p>再開します。</p>
局長補佐		<p>すみません、この図面について、14ページの9-3まで実際、北消防署の建物とか、あとは駐車場というようなことになってございますので、11-2も駐車場ということになってございますので、11-2は雑種地、宅地でもいいとは思いますが、ここは宅地ということで、あとは9-3につきましてもここも宅地ということになりますので、すみませんがここに追記をお願いしたいと思います。</p>
議長		<p>よろしくをお願いします。</p>
議長	長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>

「議案第265号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場です。

よって、「議案第265号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第266号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

21ページをお開き願います。

議案第266号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、一関市農用地利用集積計画書の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

23ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、利用権貸借が4件、所有権移転が2件、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件が2件でございます。

初めに利用権貸借でございますが、第1号と第2号は一関地域に係る申請でございます。

それから、第3号と24ページの第4号は千厩地域に係る申請となっております。

それから次に所有権移転でございます。

25ページをお開き願います。

第1号は一関地域に係る申請でございます。

それから第2号は大東地域に係る申請でございます。

26ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構に係る貸借で個別案件でございます。

第1号は大東地域に係る申請でございます。

それから第2号は藤沢地域に係る申請でございます。

以上、各申請の詳細につきましては記載のとおりでございますのでご覧願います。

また、以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合すること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で「議案第266号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第266号 一関市農用地利用集積計画の決定について」 を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。 よって、「議案第266号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第267号 農用地利用配分計画案に係る意見につ いて」を上程いたします。 局長補佐より説明いたさせます。 27ページをお開き願います。 議案第267号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議 案の内容についてご説明いたします。 一関市長より、28ページのとおり農用地利用配分計画案に係る 協議がありましたので意見を求めるものでございます。 29ページをお開き願います。 本議案に係る申請は、貸借の移転が6件でございます。 第1号は大東地域に係る申請でございます。 それから第2号から第6号までの5件は藤沢地域に係る申請で ございます。 以上、各申請の内容につきましては記載のとおりでございま す。 また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和 要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしておりま す。 以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第267号」の説明を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p>



		「議案第267号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場です。
		よって、「議案第267号」は可と決します。
議	長	次に、「議案第268号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。
		なお、説明は議案の朗読を省略し、直ちに内容の説明をいたさせます。
		局長補佐より説明いたさせます。
局 長 補 佐		30ページをお開き願います。
		議案第268号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案の内容についてご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出がありましたので、可否についての決定を求めるものでございます。
		本議案に係る申請は9件で、一関地域が1件、大東地域が4件、千厩地域が1件、東山地域が1件、藤沢地域が2件でございます。
		申請の内容は、32ページの第9号まで記載のとおりですのでご覧願います。
		いずれの案件も、農地以外になってから20年以上経過または農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。
		以上で、説明を終わります。
議	長	以上で「議案第268号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
		まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
46番		一関地域の適用外の現地調査報告を行います。
菅原吉昭委員		調査日、調査員は省略いたします。
		第1号、申請地は一関ICから西に約4.2kmの位置にあり、周囲は東側が市道、西・南側が農地、北側が宅地及び農地となっております。
		平成8年頃に盛土をし、その後、耕作管理ができず草木が生い茂っておりまして、既に農地性は失われているという現状でございます。

議長

8番  
鈴木勝委員

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法適用外現地調査書の報告をいたします。

現地調査日、調査員は3条、5条と同様でございますので省略させていただきます。

第2号、申請地は、大東支所から北東に2.2kmの位置にあり、周囲は東・南側が農地、西側が宅地、北側が宅地及び農地となっています。

平成2年頃から自宅進入路として利用しており、既に農地性は失われております。

第3号、申請地は、大東支所から北に5.3kmの位置にあり、周囲は東・南側が公衆用道路、西側が農地及び宅地、北側は宅地となっています。

昭和60年頃から、22番2は庭として、22番4はパークゴルフの練習場として利用しており、既に農地性は失われております。

第4号、申請地は、大東支所から東に920mの位置にあり、周囲は東側が宅地及び農地、西・北側が農地、南側が市道となっています。

平成6年頃から宅地進入路として利用しており、既に農地性は失われています。

第5号、申請地は、大東支所から北東に6.9kmの位置にあり、周囲は東・北側が宅地、西・南側が農地となっています。

昭和63年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われております。

以上でございます。

議長

27番  
千葉太郎委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、平成30年9月7日、金曜日、午前9時半より、現地調査員、農業委員 佐藤、藤野、千葉の3名です。

支所職員 畠山産業経済課主査です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第6号について、申請地は、千厩支所から北西に約1.6kmの位置にあり、東側が水路、南側が山林、西側農地、北側が市道とな

議 長  
31番  
吉田和賀子委員

っております。

平成9年頃から残土等資材置場として貸しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、お願いいたします。

東山地域の適用外現地調査を報告いたします。

現地調査日、平成30年9月10日、午前9時より、現地調査員、千葉委員、佐藤委員、そして私 吉田です。

支所職員として渡邊産業経済課課長補佐と同行いたしました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり問題ないと思われまので報告いたします。

第7号、申請地は、JR陸中松川駅から北に約220mの位置にあり、周囲は東・南側が雑種地、西側が宅地、北側が市道となっております。

昭和60年頃から資材置場への進入路として利用しており、既に農地性は失われていると思われま。

以上で報告を終わります。

議 長  
5番  
千葉ひろあき委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域、農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、平成30年9月10日、午前9時より、調査員、農業委員 千葉、畠山、佐藤、支所職員 佐藤産業経済課主事です。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第8号、申請地は、藤沢支所から東に約2.6kmの位置にあり、周囲は東側が宅地及び山林、西側が農地、南側が農地及び市道、北側が農地及び宅地となっております。

平成3年頃から耕作管理できず原野化しており、既に農地性は失われております。

第9号、申請地は、藤沢支所から南東に約1.1kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、農地及び山林、西側が市道、南側が山林、北側が宅地となっております。

昭和42年頃から宅地への進入路及び庭木を植栽して利用し、また、一部は耕作放棄地となっております、既に農地性は失われております。

議 長	<p>以上です。          ありがとうございました。          以上で現地調査の結果についての報告を終わります。          審議願います。          (なしの声あり)</p>
議 長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。          (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。          「議案第268号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。          (挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場です。          よって、「議案第268号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第269号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について」を上程いたします。          局長補佐より説明いたさせます。</p>
局 長 補 佐	<p>33ページをお開き願います。          議案第269号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見についての議案の内容についてご説明いたします。          東北農政局長より、国有財産の売払申請書の提出がありましたので、買受人が農地法施行規則第95条に規定する売払いの相手方に該当するか否かについて意見を求めるものでございます。          34ページをお開き願います。          本議案に係る申請は2件で、川崎地域に係るものでございます。          申請地は、戦後から昭和35年頃にかけて、農地解放に関連して国が山林などの用地を買収し、農地開拓を推し進めたところでございます。          大部分は農家に売渡しましたが、売払い漏れがあったということでございます。          国では会計検査院の指摘もあり、平成30年度頃までにこのような農地の売払い処理を進めていたものの一環で、売払いについて買受人に働きかけを行っていたものでございます。          今回、記載の買受人より、東北農政局長へ売払申請書が提出されたことから、売払いの相手方にふさわしい者であるか、農業委員会に意見を求められたものでございます。</p>

この売渡しを行うに当たっては、売払いの相手が農地法第3条第2項の各要件に該当しない者に売渡すこととなっており、事務局で確認した結果、第1号及び第2号の買受人はいずれの要件にも該当しないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で「議案第269号」の説明を終わります。

9番 審議願います。

渋谷皓委員 わかれば教えてほしいのですけれども、売買金額というのはわかりますか。

局長補佐 第1号につきましては、1,100円ということでございますし、第2号につきましては、3,500円というようなことでございます。

以上です。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議 長 審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第269号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長 挙手満場です。

よって、「議案第269号」を許可相当と決します。

議 長 次に、「議案第270号 一関市農業委員会規程の一部改正について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

局長 議案第270号 一関市農業委員会規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

35ページをお開き願います。

一関市農業委員会規程の一部を次のように改正し、平成30年9月20日から施行することについて議決を求めるものでございます。

平成28年4月1日農業委員会法が改正され、農業委員は選挙制と選任制の併用から、市長の任命制となりました。

また、農地等の利用の最適化を進める体制を強化するため、新たに「農地利用最適化推進委員」を新設し、農業委員と連携して

取り組む体制となったところでございます。

一関市では、平成30年9月に農業委員の改選期となり、法改正後の新体制に移行するため、農業委員の定数・選出方法の変更、新たに推進委員が新設されたこと等に対応した改正を行うものでございます。

改正の内容についてですが、36ページから39ページに改正部分を示しております。

表の左が改正前、右が改正後で、改正部分には下線をしております。

第2条ですが、農業委員の選出方法が変わり、農業委員会は、農業委員会法第8条第1項の規定により市長が任命した農業委員により組織されるとしています。

第3条から37ページ第9条までは、定数と選出方法の変更に対応した改正になります。

37ページから38ページ、第12条は新設条項で、推進委員の役割を規定しています。

38ページから39ページ、第14条は、農業委員会法の条文が改正されたことに伴う身分証の記載事項の改正になります。

以上が一関市農業委員会規程の改正の内容となりますが、議決後において、法規担当課との調整により若干の字句等の訂正が発生する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第270号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第270号 一関市農業委員会規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第270号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第271号 一関市農業委員会会議規程の一部改正

局長

について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

議案第271号 一関市農業委員会会議規程の一部改正について、議案の内容をご説明いたします。

40ページをお開き願います。

一関市農業委員会会議規程の一部を次のように改正し、平成30年9月20日から施行することについて議決を求めるものでございます。

一関市農業委員会会議規程の一部改正については、農業委員会法が改正され、総会と専門委員会に推進委員も出席して、意見を述べるができるとしていることに対応した改正になります。

改正の内容についてですが、41ページから42ページに改正部分を示しております。

表の左が改正前、右が改正後で、改正部分には下線をしております。

第5条から第7条までは、農業委員と推進委員に共通の事項につき、推進委員を加えたものです。

41ページから42ページ、第11条は、根拠となる農業委員会法の条文が変更となったことによる改正となります。

第20条は、第2項を新設し、推進委員の役割を加えたものです。

第3項は、第5条と同様の改正になります。

第30条は、第3号を新設し、議事録に記載する事項について、出席した推進委員の氏名を加えたものです。

第32条は、会議の名称を部会ではなく、専門委員会の会議と訂正をしたものです。

以上が一関市農業委員会会議規程の改正の内容となりますが、議決後において、法規担当課との調整により若干の字句等の訂正が発生する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第271号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第271号 一関市農業委員会会議規程の一部改正について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場です。
議	長	よって、「議案第271号」を可と決します。
局	長	次に、「議案第272号 一関市農地利用最適化推進委員会設置要綱の制定について」を上程いたします。 局長より説明いたさせます。 議案第272号 一関市農地利用最適化推進委員会設置要綱の制定について、議案の内容をご説明いたします。 43ページをお開き願います。 一関市農地利用最適化推進委員会設置要綱を次のように定め、平成30年9月20日から施行することについて、議決を求めるものでございます。 一関市農地利用最適化推進委員会設置要綱の制定については、農業委員会法が改正され、農地利用最適化推進委員の制度が新設されたことに対応して、新たに要綱を新設するものです。 44ページをご覧願います。 要綱の内容であります。第1として、推進委員の業務に係る情報共有・課題に関する話し合い、検討等を行い、推進委員の連携強化及び適切かつ効果的な業務遂行を目的に、「推進委員会」を設置することとしております。 第2として、推進委員会議の所掌事項を定めております。 第3は、推進委員会議は、推進委員をもって組織することを定めております。 第4では推進委員会議に委員長、副委員長を置き、互選により選出すること、ほか必要事項等を定めております。 以上が一関市農地利用最適化推進委員会設置要綱の内容となりますが、議決後において、法規担当課との調整により若干の字句等の訂正が発生する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。 よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。



議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第272号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第272号 一関市農地利用最適化推進委員会議設置要綱の制定について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第272号」を可と決します</p>
議	長	<p>次に、「議案第273号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の制定について」を上程いたします。</p> <p>局長より説明いたさせます。</p>
局	長	<p>議案第273号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の制定について、議案の内容をご説明いたします。</p> <p>45ページをお開き願います。</p> <p>一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程を次のように定め、平成30年10月1日から施行することについて、議決を求めらるるものでございます。</p> <p>空き家に付属した農地の別段の面積の設定についてであります。平成30年2月の総会に農地専門委員会の検討結果として報告をしております。</p> <p>一関市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地に限定して、別段の面積を1aとすることにしておりましたが、具体的な事務手続きを定めて実施する方針でありました。</p> <p>農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項の規定により、農地の権利取得の要件である下限面積については、地域の実情に応じて、農業委員会の判断で別段の面積を設定することが可能であり、遊休農地等が相当程度存在し、小規模農家の増加により、その区域及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合は、10aを下回る面積で別段の面積を設定することが可能となっております。</p> <p>そこで、今回、「一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程」を定めて、空き家に付属した農地の権利を取得しやすく</p>

して、新規就農者やU・Iターン者などの移住促進と遊休農地の解消を図ることを目的とするものです。

本日の総会で決定していただき、10月1日から施行したいと考えております。

これを一関市で実施しますと、県内では、50aの下限面積要件を30aなどに引き下げている自治体はありますが、空き家バンクの登録物件に限定して別段の面積を設定するのは、県内の自治体では初めてということになります。

46ページをご覧ください。

取扱規程の内容であります。第1から第3まではただいまご説明したとおりであり、用語の定義については省略いたします。

適用条件になりますが、46ページから47ページ、第4には、対象農地として、全て又は一部が遊休農地及び将来遊休農地化のおそれがある農地であること、空き家及び空き家に付属した農地の所有者が同一であること、その他農地法第3条の権利取得許可の要件に該当する農地としております。

また対象者として、一関市空き家バンク事業を利用して、空き家及び空き家に付属した農地を同時に購入もしくは貸借する者であること、購入又は貸借した農地で、常時農作業に従事することができる者と規定しております。

添付書類については、第5において、農地法第3条第1項の規定による書類のほか、空き家バンク利用の記載がある宅地建物売買契約書等の写しを農業委員会に提出することとしております。

以上が一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の内容となりますが、議決後において、法規担当課との調整により若干の字句等の訂正が発生する場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第273号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第273号 一関市空き家に付属した農地の別段の面積取扱規程の制定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

議 長

よって、「議案第273号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第37回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時57分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員